

川崎市立小学校、中学校、聾学校及び養護学校の県費負担の  
臨時的任用職員の任用手続き等に関する要綱

平成13年3月28日  
12川教職第456号  
教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、川崎市立学校の県費負担の臨時的任用職員の任用手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における臨時的任用職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に基づく臨時的任用職員をいうものとする。

(任用及び資格要件)

第3条 臨時的任用職員は、法律に定める欠格事由に該当しない者で、次の各号の任用しようとする職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるもののうちから選考のうえ任用する。

- (1) 教員 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定めるところにより、各相当学校の相当免許状を有する者
- (2) 学校栄養職員 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有する者
- (3) 事務職員 高等学校卒業若しくはこれと同等以上の学歴又は中学校卒業で3年以上の経験を有する者

2 前項の任用は、健康診断において「適」の判定を受けている者のうちから行うものとする。

(職名)

第4条 臨時的任用職員の職は、次の表の正規採用職員の職の欄に掲げる正規採用職員の職の区分に応じ同表の臨時的任用職員の職の欄に掲げる職とする。

正規採用職員の職	臨時的任用職員の職
教諭，助教諭，講師	教諭
養護教諭，養護助教諭	養護教諭
学校栄養職員	臨時学校栄養技師
学校事務職員	臨時事務主事

(任用期間)

第5条 臨時的任用職員を同一の職において継続して任用できる期間(以下「任用期間」という。)は、6月以内とする。ただし、任用期間を6月の範囲内で1回に限り更新できるものとする。

(再任用の禁止期間)

第6条 前条の規定による任用期間満了後、同一の者を再度任用しようとするときの扱いは、川崎市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の例による。

2 前項の規定にかかわらず、学年の最後の授業日以前に任用期間が満了した者については、翌年度の最初の授業日から再度任用することができる。

(校長の意見具申等)

第7条 校長は、臨時的任用職員の任用その他の進退(以下「任用等」という。)について発令を必要とするときは、意見具申書等を作成し、教育委員会教育長に提出するものとする。

(通知書の交付)

第8条 臨時的任用職員の任用等は、人事異動通知書を交付して行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか臨時的任用職員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に川崎市立小学校、中学校、聾学校及び養護学校の県費負担の臨時的任用職員に任用されている者は、この要綱の相当規定により任用されたものとみなす。